

居宅介護支援重要事項説明書

< 令和6年4月1日 現在 >

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-487-3888 (午前8時30分～午後5時30分まで)

担当 居宅介護支援事業所ブロン

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 事業者(法人)の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業者(法人)の名称	社会福祉法人 ルストホフ志木	
代表者役職・氏名	理事長 西川 留美加	
所在地	埼玉県志木市本町2-10-50	
電話番号	048-473-3000(代)	
法人設立年月日	平成8年10月4日	
併設事業所	居宅介護支援 通所介護 介護老人福祉施設 軽費老人ホーム	地域包括支援センター 訪問介護 短期入所生活介護 認知症対応型共同生活介護

3 居宅介護支援事業所ブロンの概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	指定居宅介護支援事業所ブロン
所在地	埼玉県志木市本町2-10-50
介護保険指定番号	居宅介護支援 (埼玉県 1172200030号)
サービスを提供する地域	志木市(全域)・新座市(東北、新座、北野)・朝霞市・(宮戸、三原、朝志ヶ丘)・富士見市(水谷東)

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	氏名	勤務形態
管理者	介護福祉士	砂川 広道	
主任介護支援専門員	介護福祉士	砂川 広道	常勤・兼任
	介護福祉士	松田 健三	常勤・専任
	介護福祉士	渋谷みゆき	常勤・専任
介護支援専門員	介護福祉士	最上真由美	常勤・専任
	介護福祉士	山上小百合	常勤・専任

(3) 営業時間

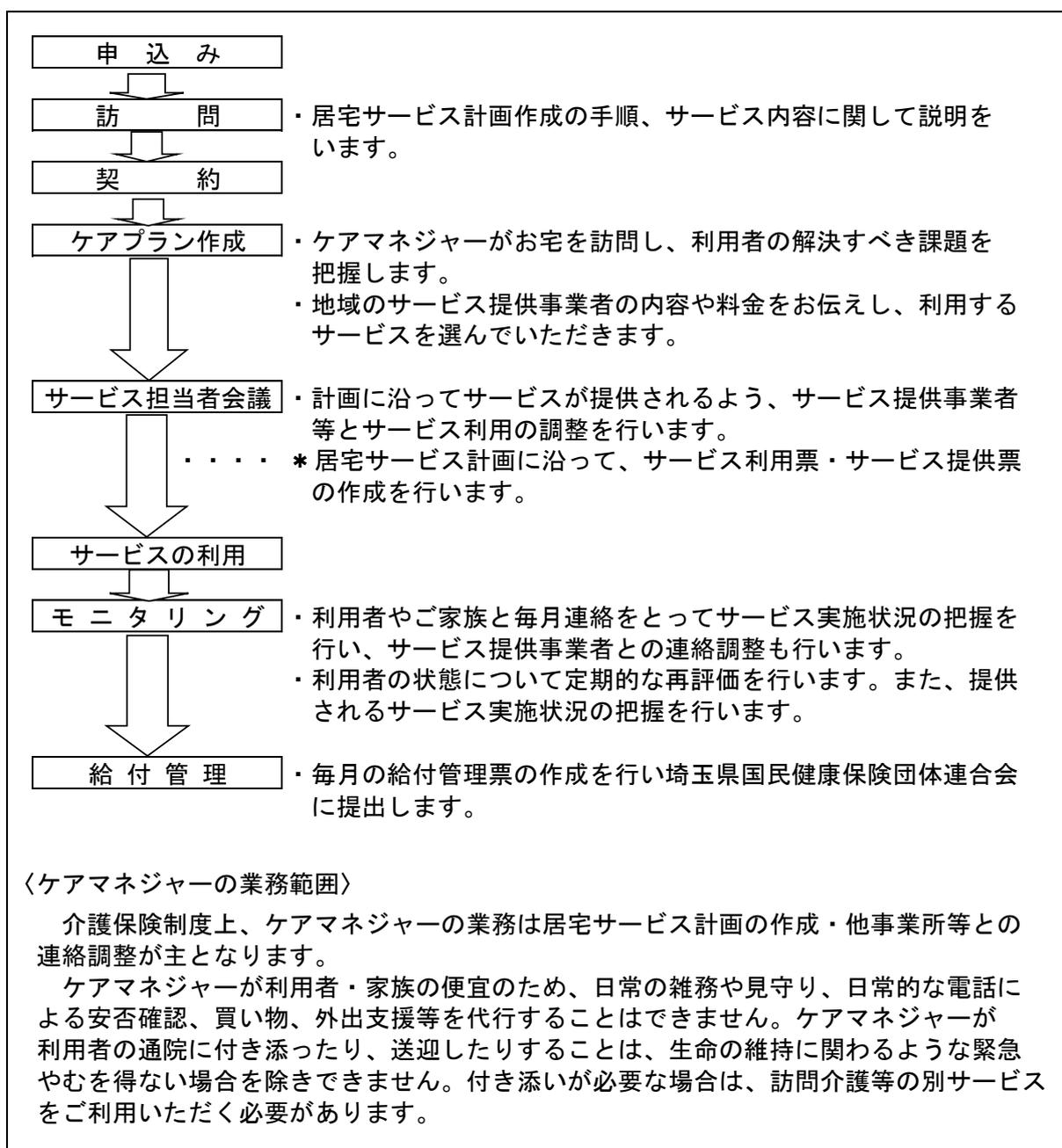
平日	午前8時30分～午後5時30分
緊急連絡電話	080-3154-9136 (営業時間外)

(4) 運営の目的と方針

要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。

また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携および連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

4 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



〈ケアマネジャーの業務範囲〉

介護保険制度上、ケアマネジャーの業務は居宅サービス計画の作成・他事業所等との連絡調整が主となります。

ケアマネジャーが利用者・家族の便宜のため、日常の雑務や見守り、日常的な電話による安否確認、買い物、外出支援等を代行することはできません。ケアマネジャーが利用者の通院に付き添ったり、送迎したりすることは、生命の維持に関わるような緊急やむを得ない場合を除きできません。付き添いが必要な場合は、訪問介護等の別サービスをご利用いただく必要があります。

5 料金

(1) 居宅介護支援利用料

- ・居宅介護支援利用料は介護サービスの提供開始以降1カ月あたりの利用料は、別表1の通りになります。ただし、法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われるため、ご利用者の自己負担はございません。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は一旦サービスの利用料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を後日市町村の窓口へ提出しますと、保険給付金相当分の払い戻しを受けることができます。

加算料金等について（別表1）

区 分		金 額
居宅介護支援費（Ⅰ）	要介護1・2	11,772円
	要介護3・4・5	15,295円
初回加算		3,252円
特定事業所加算（Ⅱ）		4,563円
入院時情報連携加算		（Ⅰ） 2,710円
		（Ⅱ） 2,168円
退院・ 退所加算 （初回加算 算定の場合 算定不可）	必要な情報をカンファレンス以外の方法で1回受けている	（Ⅰ）イ 4,878円
	必要な情報をカンファレンスにより1回受けている	（Ⅰ）ロ 6,504円
	必要な情報をカンファレンス以外の方法で2回以上受けている	（Ⅱ）イ 6,504円
	必要な情報を2回受け、うち1回はカンファレンスである	（Ⅱ）ロ 8,130円
	必要な情報を3回以上受け、うち1回はカンファレンスである	（Ⅲ） 9,756円
緊急時等居宅カンファレンス加算		2,168円
通院時情報提供加算		542円
特定事業所医療介護連携加算		1,355円
ターミナルケアマネジメント加算		4,336円
高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数の100分の1
業務継続計画未策定減算		所定単位数の100分の1
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に居宅介護支援を行う場合		所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定

(2) 解約料

ご利用者はいつでも契約を解約することができ、一切費用はかかりません。

6 サービスの提供状況について

- (1) 利用者に提供される居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。
- (2) 指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- (3) 作成された居宅サービス計画の総数のうち、対象サービスがそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合と、事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた対象サービスごとの回数のうち、同一の事業者が占める割合を毎年度2回（前期3月1日から8月末日、後期9月1日から2月末日）公表します。

7 当法人概要について

名称・法人種別	社会福祉法人ルストホフ志木		
代表者氏名	西川 留美加		
所在地・電話番号	埼玉県志木市本町2-10-50 048-473-3000		
事業所数等	居宅介護支援 1カ所	地域包括支援センター 1カ所	
	通所介護 1カ所	訪問介護 1カ所	
	介護老人福祉施設 1カ所	短期入所生活介護 1カ所	
	軽費老人ホーム 1カ所	認知症対応型共同生活介護 1カ所	

8 サービス内容に関する苦情

当事業所のご利用者相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情は、下記窓口で承ります。

・社会福祉法人ルストホフ志木 居宅介護支援事業所ブロン 苦情・相談窓口	電話番号 担当者 受付時間	048-487-3888 砂川 広道 8:30~17:30
・志木市役所 長寿応援課 ・朝霞市役所 ・新座市役所 ・富士見市役所	電話番号 電話番号 電話番号 電話番号	048-473-1111 048-463-1111 048-477-1111 049-251-2711 お住まいの市町村へご連絡下さい
・埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険担当課 苦情対応係	電話番号	048-824-2568
・埼玉県運営適正化委員会	電話番号	048-822-1243
・第三者委員 神谷 稔 工藤 貴宣	電話番号 電話番号	048-471-2377 048-472-8276

(2) 苦情申出に対しての手順

- ① 苦情の受付、内容の確認・記録
- ② 施設長・第三者委員への報告
- ③ 話し合いによる解決への努力（必要に応じて第三者委員の立会・助言の要請）
- ④ 改善・解決までの経過と結果の記録
- ⑤ 第三者委員への報告

9 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者にもらしません。
- ③ この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を得るものとします。
- ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物について、管理者のもとで管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 事故発生時の対応について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害を賠償します。

緊急連絡先

緊急の場合は下記の緊急連絡先に連絡します。

緊急連絡先①	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

緊急連絡先②	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	
主治医	
病院または診療所名	
医師名	
住所	
電話番号	

1.1 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最低限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性 … 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性 … 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性 … 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが無くなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1.2 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (3) 虐待を防止するための定期的な措置の実施をしています。
- (4) 虐待防止のための研修を適切に実施するための担当者を設置しています。
- (5) 苦情解決体制を整備しています。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13 感染症の予防及びまん延の防止のための措置について

事業者は、感染症の発生及びまん延を防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 感染予防対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染所及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- (4) 専任担当者の配置

14 業務継続に向けた取り組みについて

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

15 第三者評価の実施について

第三者の評価 の実施状況	<input type="checkbox"/> あり	実施日	令和 年 月 日		
		評価期間名称			
		結果の開示	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	
	<input checked="" type="checkbox"/> なし				

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県志木市本町2-10-50

名称 社会福祉法人ルストホフ志木
指定居宅介護支援事業所ブロン

代表者 理事長 西川 留美加 印

説明者

氏名 印

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援の重要事項について交付、説明を受け、同意しました。

ご利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との続柄 _____